

# 高齢者虐待防止指針

つばき訪問看護ステーション

## 1. 目的・適用範囲

本指針は、つばき訪問看護ステーション（以下「当事業所」という）において、高齢者虐待の予防および早期発見・早期対応を図り、利用者の人権と尊厳を守ることを目的とする。

本指針は、当事業所のすべての職員（常勤・非常勤・派遣職員等）および、当事業所の業務に従事する者に適用する。

## 2. 関係法令・指針

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
- ・ 介護保険法および関連通知
- ・ 地域包括支援センター運営に関する指針等
- ・ その他、国・自治体が定める高齢者虐待防止に関する指針・ガイドライン

## 3. 用語の定義

### （1）高齢者

65歳以上の者をいう。

### （2）養護者

高齢者と同居し、または近接して居住し、高齢者を現に養護する者をいう。

### （3）高齢者虐待

養護者または介護施設従事者等による、次の各号に該当する行為をいう。

- ① 身体的虐待：身体に傷や痛みを与える、身体拘束をする等
- ② 介護・世話の放棄（ネグレクト）：必要な介護・医療・衣食住を提供しない等
- ③ 心理的虐待：暴言や威圧、無視、侮辱、人格を傷つける言動等
- ④ 性的虐待：性的な行為の強要、わいせつな言動等
- ⑤ 経済的虐待：金銭や財産を不当に使用する、必要な金銭を渡さない等

## 4. 基本方針

### （1）人権と尊厳の尊重

利用者を一人の人格として尊重し、安心して在宅生活を送る権利を守る。

#### (2) 虐待の未然防止

虐待が起こりにくい支援体制と職員の意識づけを行い、予防的に取り組む。

#### (3) 早期発見・早期対応

虐待が疑われる段階から迅速に把握・相談・通報を行い、被害拡大を防ぐ。

#### (4) 養護者への支援

養護者の負担やストレスを理解し、相談・助言を通じて虐待防止につなげる。

### 5. 組織体制

#### (1) 虐待防止責任者

当事業所の管理者を虐待防止責任者とし、高齢者虐待防止に関する総括を行う。

#### (2) 虐待防止委員会

年1回以上、虐待防止・身体拘束等の適正化のための委員会を開催し、事例検討や体制整備、職員研修計画等を行う。

#### (3) 相談・報告窓口

職員は、虐待の疑いを認めた場合や、対応に迷う事例に直面した場合、速やかに虐待防止責任者に報告・相談する。

### 6. 職員の行動規範

#### (1) 尊厳を守る関わり

利用者の人格・価値観・生活歴を尊重し、威圧的な態度や一方的な指示命令口調を避ける。

#### (2) 言葉づかい・態度

暴言・大声・嘲笑・からかい・子ども扱いなど、心理的虐待につながる言動は行わない。

#### (3) 身体的取り扱い

乱暴な移乗や不必要な力任せの介助など、身体的苦痛や恐怖を伴う介助を行わない。

#### (4) 個人情報・プライバシーへの配慮

個人情報保護規程およびプライバシー保護マニュアルを遵守し、情報の取り扱いに十分留意する。

### 7. 虐待の兆候の把握

#### (1) 身体面の兆候

- ・不自然な位置にある打撲・擦り傷・やけど等
- ・繰り返し発生する外傷や褥瘡等

#### (2) 心理・行動面の兆候

- ・強い怯えや緊張、特定の人物を極端に怖がる様子
- ・抑うつ・無表情・自尊感情の低下等

#### (3) 生活環境の兆候

- ・著しい不衛生、ゴミ屋敷状態、栄養状態の悪さ等
- ・必要な医療・介護サービスが利用されていない等

#### (4) 経済面の兆候

- ・本人が希望する支出が不当に制限されている
- ・年金・預貯金の使途が不明瞭等

## 8. 虐待が疑われる場合の対応

### (1) 安全確保

まずは利用者の安全を最優先とし、緊急性の有無を確認する。

### (2) 事実関係の把握

- ・利用者の訴えに耳を傾け、否定や非難をせずに傾聴する。
- ・家族・関係者からの情報も含め、状況を総合的に把握する。

### (3) 記録

身体所見、環境状況、利用者・家族の発言内容、日時などを可能な限り具体的に記録する。

### (4) 内部報告

虐待の疑いを認めた場合、速やかに虐待防止責任者（管理者）へ報告する。

### (5) 関係機関との連携

必要に応じて、主治医・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等と情報共有し、支援方法を検討する。

## 9. 通報義務と通報の手順

### (1) 通報義務

職員は、高齢者虐待防止法に基づき、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに市町村（地域包括支援センター等）へ通報する責務を有する。

## （２）通報の流れ

- ① 虐待防止責任者への報告
- ② 市町村（高齢者福祉担当課）または地域包括支援センター等への通報
- ③ 必要に応じて、主治医・警察等との連携

## （３）通報内容の記録

通報日時、通報先、対応した職員名、通報内容の概要、先方の回答内容等を記録し、保存する。

## 10. 養護者への支援

- ・介護負担やストレスの状況を丁寧に聴き取り、共感的に対応する。
- ・介護方法の助言やサービス利用の提案を行い、負担軽減を図る。
- ・必要に応じて、地域包括支援センター等につなぎ、継続的な支援につなげる。

## 11. 職員等による虐待防止

- ・自身の言動が虐待につながる可能性があることを常に意識し、振り返る。
- ・感情的に対応しそうな場合は、一人で抱え込まず、上司や同僚に相談する。
- ・ハラスメント防止規程及び身体拘束適正化指針と整合的に、適切な関わりを徹底する。

## 12. 研修・教育

- ・年1回以上、全職員を対象に高齢者虐待防止に関する研修を実施する。
- ・新任職員には、採用時研修の中で本指針の内容を説明し、理解を確認する。
- ・虐待が疑われる事例が発生した場合には、事例検討会を開催し、再発防止策を共有する。

## 13. 記録と個人情報保護

- ・虐待に関する記録は、事実に基づき具体的かつ客観的に記載する。
- ・記録の保存期間および管理方法は、運営規程および個人情報保護規程に従う。
- ・記録内容は、業務上必要な者以外には開示せず、取扱いに十分留意する。

#### **14. 身体拘束との関係**

身体拘束は、原則として行わないことを基本とし、緊急やむを得ない場合に限定される。身体拘束の不適切な実施は、高齢者虐待に該当し得るため、身体拘束適正化指針とあわせて理解・遵守する。

制定日：令和5年7月1日

最終改訂日：令和8年2月1日